

令和 6 年度

裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官
に差し支えのあるときの代理順序の定め

令和 6 年 1 月 1 日 施行
令和 6 年 1 月 16 日 施行
令和 6 年 3 月 1 日 施行
令和 6 年 3 月 25 日 施行
令和 6 年 4 月 1 日 施行

福井地方裁判所

令和6年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序の定め

福井地方裁判所

第1 裁判官の配置

1 福井地方裁判所

本 庁	第一部	裁判長	判 事	野 田 恵 司	靖 一
		判 事	加 藤 孝	藤 康 隆	一 史
		判 事	内 山 孝	井 利 純	明 大
		判 事	佐 藤 康	田 中 宏	
		判事補 (特例)	徳 井 隆		
		判事補 (特例)	摸 利 純		
		判事補	田 中 宏		
		判事補	北 田 将		
	第二部 (民事部)	裁判長	判 事	加 藤 孝	靖 一
		判 事	内 山 孝	藤 康 隆	一 史
		判 事	佐 藤 康	井 利 純	明 大
		判事補 (特例)	徳 井 隆		
		判事補 (特例)	摸 利 純		
		判事補	田 中 宏		
		判事補	北 田 将		
	第三部 (刑事部)	裁判長	判 事	内 山 孝	一
		判事補 (特例)	徳 井 隆		
		判事補	田 中 宏		
		判事補	北 田 将		
武生支部		判 事	西 澤 健太郎		
敦賀支部		判 事	田 中 一 孝		

2 管内簡易裁判所

福井	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	野田 恵 司 加藤 靖一 内山 孝一 佐藤 康平 徳井 隆史 摸利 純司 三崎 雅子 小畠 法子 小村 上司
武生	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	西澤 健太郎 小畠 法子 (填補)
大野	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	三崎 雅 司 村上 政 司
敦賀	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	田中 一孝 神谷 秀行
小浜	簡易裁判所判事 簡易裁判所判事	神谷 秀行 田中 一孝 (填補)

第2 裁判事務の分配及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序

1 本庁

(1) 第一部

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 野 田 恵 司	第二部（民事部）及び第三部（ 刑事部）に分配された事件のう ち、第一部所属の裁判官の協議 により相当と認める事件	加 藤 判 事 内 山 判 事 徳 井 判事補 摸 利 判事補 の順
判 事 加 藤 靖		摸 利 判事補 内 山 判 事 の順
判 事 内 山 孝 一		徳 井 判事補 加 藤 判 事 の順
判 事 佐 藤 康 平		摸 利 判事補 加 藤 判 事 の順
判事補 徳 井 隆 一		佐 藤 判 事 摸 利 判事補 の順
判事補 摸 利 純 史		加 藤 判 事 佐 藤 判 事 の順

判事補 田 中 宏 明

判事補 北 田 将 大

北 田 判事補
摸 利 判事補
の順

田 中 判事補
佐 藤 判 事
の順

(2) 第二部（民事部）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 加 藤 靖	ア 行政事件 イ 知的財産権事件（保全命令事件、保全異議申立事件、保全取消申立事件を含む。） ウ 人身保護事件 エ 会社更生事件 オ 油濁損害賠償責任制限事件及び船舶所有者等責任制限事件 カ 民事通常第一審事件、保全命令事件、保全異議申立事件、保全取消申立事件、民事執行事件、破産事件、再生事件及びその他の民事事件のうち合議体で審理するのを相当とする事件 キ 本庁の刑事事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件 ク 支部又は簡易裁判所の民事事件に係る除斥事件及び忌避申立事件 ケ 以上の再審事件 コ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）の裁判官の処分に対する不服申立事件、裁判所の処分に対する異議申立事件、裁判官、精神保健審判員又は書記官に関する除斥事件、忌避申立事件及び回避申立事件 サ 刑訴法262条に基づく起訴強制事件 シ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律3条1項及び3条の2第1項による対象事件	内 山 判 事 摸 利 判事補 の順
判 事 佐 藤 康 平		加 藤 判 事 摸 利 判事補 の順
判事補 摸 利 純 史		佐 藤 判 事 田 中 判事補 の順
判事補 田 中 宏 明		北 田 判事補 摸 利 判事補 の順

からの除外事件、同法 35
条、42条及び94条の異議
の申立て事件、同法41条2
項の規定により事件の送付を
受けた地方裁判所がする裁判
員等の解任の請求事件、同法
43条2項の通知に基づく裁
判員等の解任事件

ス 民事控訴事件

セ 民事抗告事件

ソ 保全抗告事件

タ スからソまでの再審事件

(3) 民事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 野 田 恵 司	過料事件	摸 利 判事補 加 藤 判 事 の順
判 事 加 藤 靖	ア 民事通常第一審事件の5分の2 イ 申立て等による調停事件の2分の1 ウ 原裁判が単独事件に係る再審事件の2分の1 エ 破産事件(管財事件) オ 特別清算事件 カ 非訟事件 キ 配偶者暴力等に関する保護命令事件の3分の1 ク 労働審判事件の3分の1 ケ 公示催告事件の2分の1 コ 保全異議申立事件及び保全取消申立事件(知的財産権事件を除く。) サ 仲裁関係事件 シ 簡易確定事件及び簡易確定決定に対する異議申立て提起事件の2分の1 ス 執行官が行う執行処分についての許可等	摸 利 判事補 佐 藤 判 事 の順
判 事 佐 藤 康 平	配偶者暴力等に関する保護命令事件の3分の1	加 藤 判 事 摸 利 判事補 の順

判事補 摂 利 純 史	<p>ア 民事通常第一審事件の 5 分の 3 イ 申立て等による調停事件の 2 分の 1 ウ 原裁判が単独事件に係る再審事件の 2 分の 1 エ 再生事件（全部） オ 配偶者暴力等に関する保護命令事件の 3 分の 1 カ 債権執行事件以外の執行事件の 5 分の 2 キ 労働審判事件の 3 分の 2 ク 労働関係、金員仮払及び商事事件に関する保全命令事件（全部） ケ 公示催告事件の 2 分の 1 コ 仮登記仮処分事件（全部） サ 訴え提起前における証拠収集の処分申立事件の 3 分の 1 シ 簡易確定事件及び簡易確定決定に対する異議申立て提起事件の 2 分の 1</p>	加藤 判事 佐藤 判事 の順
判事補 田 中 宏 明	<p>ア 証拠保全を除く民事雑事件及び執行雑事件（基本となる事件のない事件に限る。） イ 共助事件 ウ 訴え提起前における証拠収集の処分申立事件の 3 分の 1 エ 証拠保全申立事件の 2 分の 1</p>	北田 判事補 摂利 判事補 の順
判事 内 山 孝 一	破産事件（同時廃止）	加藤 判事 摂利 判事補 の順

判事補 徳 井 隆 一	債権執行事件以外の執行事件 の 5 分の 3	摸 利 判事補 加 藤 判 事 の順
判事補 北 田 将 大	<p>ア 債権執行事件</p> <p>イ 保全命令事件(労働関係、 金員仮払、商事事件及び知的 財産権に関する事件を除 く。)</p> <p>ウ 訴え提起前における証拠収 集の処分申立事件の 3 分の 1</p> <p>エ 証拠保全申立事件の 2 分の 1</p>	田 中 判事補 摸 利 判事補 の順

(4) 第三部（刑事部）

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
裁判長 判 事 内 山 孝 一	<p>ア 刑事通常第一審事件、再審事件の法定合議事件、裁定合議事件及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）65条1項（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）23条による場合及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（以下「国際刑事裁判所協力法」という。）42条により準用される場合を含む。）の取消請求事件</p> <p>イ 刑訴法429条の準抗告事件</p> <p>ウ 組織的犯罪处罚法62条1項（麻薬特例法23条による場合を含む。）の審査請求事件</p> <p>エ アに関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立て事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件及びア、イに関連する刑事雑事件</p> <p>オ 本庁の民事事件に係る除斥事件及び忌避申立事件</p> <p>カ 支部又は簡易裁判所の刑事事件に係る忌避申立事件及び回避申立事件</p> <p>キ 医療観察法41条1項の決定があった場合の対象行為の存否に関する事件</p>	徳 井 判事補 加 藤 判 事 の順
判事補 徳 井 隆 一		佐 藤 判 事 摸 利 判事補 の順

判事補 北田 将大

田 中 判事補
佐 藤 判事
の順

(5) 刑事単独制

裁 判 官	事 務 の 分 配	代 理 順 序
判 事 内 山 孝 一	<p>ア 刑事通常第一審事件及び再審事件の2分の1</p> <p>イ アに関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立て事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件（内山判事に配てんされたアの事件に関する刑訴法280条1項に規定する勾留に関する処分を除く。）</p> <p>ウ 訴訟費用負担請求事件</p> <p>エ 医療観察法の各種処遇事件、競合する処分の調整の申立てに係る事件及び鑑定入院先の指定を変更する命令事件の2分の1</p> <p>オ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べの3分の1</p> <p>カ 檢察審査会法41条の9の指定弁護士の指定及び指定取消の事務</p>	徳 井 判事補 佐 藤 判 事 の順
	<p>キ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務</p> <p>ク 國際刑事裁判所協力法第2章に規定する各審査請求</p>	徳 井 判事補 北 田 判事補 の順

判事補 徳井 隆一	<p>ア 刑事通常第一審事件及び再審事件の 2 分の 1 イ アに関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立て事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件（徳井判事補に配てんされたアの事件に関する刑訴法 280 条 1 項に規定する勾留に関する処分を除く。） ウ 医療観察法の各種処遇事件、競合する処分の調整の申立てに係る事件及び鑑定入院先の指定を変更する命令事件の 2 分の 1 エ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べの 3 分の 1</p>	内山判事 佐藤判事 の順
判事補 田中宏明	<p>ア 令状に関する処分の 2 分の 1（単独事件における刑訴法 280 条 1 項に規定する勾留に関する処分を除く。） イ 麻薬特例法第 5 章及び組織的犯罪処罰法第 4 章、第 6 章（麻薬特例法 23 条による場合を含む。）及び国際刑事裁判所協力法第 2 章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法 71 条 1 項 7 号の令状の発付を求める申立事件の 2 分の 1 ただし、アの勾留及び保釈並びにイのうち、合議事件についての処分は全て</p>	佐藤判事 摸利判事補 の順
	ウ 勾留後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の事務の 2 分の 1	徳井判事補 内山判事 の順

判事補 北 田 将 大	ア 執行猶予言渡取消請求事件 イ 証人尋問請求事件、証拠保全請求事件、共助事件及び刑事雑事件	徳 井 判事補 内 山 判 事 田 中 判事補 の順
	ウ 令状に関する処分の2分の1（単独事件における刑訴法280条1項に規定する勾留に関する処分は全て） エ 麻薬特例法第5章及び組織的犯罪処罰法第4章、第6章（麻薬特例法23条による場合を含む。）及び国際刑事裁判所協力法第2章の保全請求事件及びこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに組織的犯罪処罰法71条1項7号の令状の発付を求める申立事件の2分の1 ただし、ウの勾留及び保釈並びにエのうち、合議事件についての処分を除く。 オ 刑訴法430条の準抗告事件	田 中 判事補 徳 井 判事補 内 山 判 事 佐 藤 判 事 摸 利 判事補 の順
	カ 医療観察法に係る嘱託による事実の取調べの3分の1 キ 勾留後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の事務の2分の1	徳 井 判事補 内 山 判 事 の順

2 支部

裁判所	裁判官	事務の分配	代理順序
武生支部	判事 西澤 健太郎	全 部	所長が指名する 本庁の裁判官
敦賀支部	判事 田中一孝	全 部	西澤判事 ただし、同判事 に差し支えのある ときは、所長が指 名する本庁の裁判 官

3 簡易裁判所

裁判所	裁 判 官	事務の分配	代 理 順 序
福 井	簡易裁判所判事 三 崎 雅 司		小畠簡易裁判所判事 ただし、令状、在庁略式事件について、同簡易裁判所判事に差し支えのあるときは、徳井簡易裁判所判事佐藤簡易裁判所判事の順
	簡易裁判所判事 小 畠 法 子	次表のとおり	三崎簡易裁判所判事 ただし、令状、在庁略式事件について、同簡易裁判所判事に差し支えのあるときは、徳井簡易裁判所判事佐藤簡易裁判所判事の順
	簡易裁判所判事 村 上 政 司		
武 生	簡易裁判所判事 西 澤 健太郎	調停事件 (民事通常事件の付調停事件は、担当裁判官が処理) 一般略式事件(在庁を含む。) 3分の2	小畠簡易裁判所判事
	簡易裁判所判事 小 畠 法 子	上記以外の事件全部	西澤簡易裁判所判事

大野	簡易裁判所判事 三崎雅司	全 部	所長が指名する裁判官
	簡易裁判所判事 村上政司		
敦賀	簡易裁判所判事 神谷秀行	全 部	田中簡易裁判所判事
小浜	簡易裁判所判事 神谷秀行	全 部	田中簡易裁判所判事

表 (福井簡易裁判所における事務の分配)

民刑 の別	番号	種 別	裁判官	三 崎	小 畑	村 上
民 事	1	民事通常事件		5分の3	5分の2	
	2	少額訴訟事件及び手形訴訟事件		5分の3	5分の2	
	3	調停事件 (民事通常事件の付調停事件は、各担当裁判官が処理)		2分の1	2分の1	
	4	過料			全 部	
	5	番号1から4までを除く民事事件		2分の1	2分の1	
刑 事	6	一 般 略 式 (在庁を含む。)		5分の3	5分の2	
		交 通 切 符 (在庁を含む。)		5分の3	5分の2	
		交通三者即日処理		5分の3	5分の2	
		そ の 他		5分の3	5分の2	
	7	ア 令状に関する処分(勾留に関する処分を含む。 ただし、番号11の処分を除く。) イ 勾留請求時の被疑者国選弁護人選任請求及び職権選任の事務		5分の3	5分の2	
	8	勾留後の被疑者国選弁護人選任請求、職権選任、複数選任及び解任の事務		5分の3	5分の2	
	9	番号6から8まで及び10から17まで以外の刑事事件		2分の1	2分の1	

		内 山	徳 井
10	刑事通常第一審事件（略式命令又は交通事件即決裁判の不適法又は不相当並びに正式裁判の請求を含む。）及び再審事件	2分の1	2分の1
11	刑訴法280条1項に規定する勾留に関する処分（ただし、勾留理由開示請求事件を除く。）	徳井簡易裁判所判事に配てんされた番号10の事件に関するもの全て	内山簡易裁判所判事に配てんされた番号10の事件に関するもの全て
12	番号10の事件に関連する刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立て事件、費用補償請求事件及び刑事雑事件（番号11の事件を除く。）	内山簡易裁判所判事に配てんされた番号10の事件に関するもの全て	徳井簡易裁判所判事に配てんされた番号10の事件に関するもの全て
13	証人尋問請求事件	2分の1	2分の1
14	証拠保全請求事件	2分の1	2分の1
15	再審請求事件	2分の1	2分の1
16	共助事件	2分の1	2分の1
17	交通事件即決裁判手続請求事件	2分の1	2分の1

4 調停主任裁判官

裁 判 所	裁 判 官
地 裁 本 庁	判 判 事 事 業 加 摸 藤 靖 事 業 加 摸 藤 靖 史
福井簡易裁判所	簡易裁判所判事 三 崎 雅 司 簡易裁判所判事 小 畑 法 子
地裁武生支部	判 事 西 澤 健太郎
武生簡易裁判所	簡易裁判所判事 西 澤 健太郎
大野簡易裁判所	簡易裁判所判事 三 崎 雅 司
地裁敦賀支部	判 事 田 中 一 孝
敦賀簡易裁判所	簡易裁判所判事 神 谷 秀 行
小浜簡易裁判所	簡易裁判所判事 神 谷 秀 行

5 労働審判官

裁 判 所	裁 判 官				
地 裁 本 庁	判 判	事 事	補 加	藤 摹	靖 純 史

6 梯則

- (1) 民事雑事件及び執行雑事件のうち、その基本となる事件に係る事件は、当該合議部又は裁判官が担当する。
- (2) 準抗告事件のうち、刑訴法429条1項2号中勾留及び保釈に関する処分に対するもの、組織的犯罪処罰法52条2項（同法73条（麻薬特例法23条による場合を含む。）で準用する場合並びに麻薬特例法19条4項及び20条3項による場合を含む。）に係るもの並びに組織的犯罪処罰法71条1項7号の令状の請求に対する裁判官の処分又は令状の発付に対するものの担当裁判官は、本則の定めにかかわらず、次のとおりとする。

ア 合議事件、労働事件、公安事件

第二部（民事部）所属の裁判官（刑事合議事件担当裁判官を除く。）

イ 支部又は簡易裁判所に起訴された事件及び起訴される見込みの事件

第三部（刑事部）所属の裁判官のうち刑事合議事件担当裁判官

ウ 上記以外の事件

第二部（民事部）及び第三部（刑事部）所属の裁判官

- (3) 民事単独制事件及び刑事単独制事件のうち分配割合の定めのある事件は、受付順により分配割合に従って各裁判官に分配する。ただし、関係の裁判官の協議により、分配された事件の担当を変更することができる。
- (4) 民事単独制事件のうち、労働審判に対する異議事件は、受付順により分配割合に従って、当該労働審判をした裁判官とは別の裁判官に分配する。
- (5) 本庁の各裁判官に分配された事件につき、支部において審理するのが相当と認められるとき、又は支部裁判官に分配された事件につき、本庁若しくは他の支部において審理するのが相当と認められるときは、その事件の分配を受けた裁判官は、回付後にその事件の分配を受けることになる裁判官（本庁においてその裁判官が定まっていないときは部の事務を総括する裁判官）と協議の上、これを支部又は本庁若しくは他の支部に回付することができる。
- (6) 次の事件の差戻事件は、区分ごとに、受付順に従い、各裁判官に順次分配する。ただし、定まる裁判官が当該事件の原裁判をした裁判官であるとき

は、次順位の裁判官に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

なお、これにより難いとき及び次の事件以外の差戻事件の分配は、常置委員会において定める。

ア 民事通常第一審事件、非訟事件、保全異議申立事件、保全取消申立事件
(いずれも単独事件。支部において審理した事件を除く。)

イ 刑事通常第一審事件、医療観察法の各種処遇事件 (いずれも単独事件。
支部において審理した事件を除く。)

(7) 令状に関する処分のうち、被疑者及び第1回公判期日までの被告人に対する勾留理由開示請求事件は、本則の定めにかかわらず、勾留状を発付した裁判官に分配する。ただし、勾留状を発付した裁判官に差し支えがある場合は、同裁判官が所属する裁判所の裁判官の協議により、他の裁判官に分配する。

(8) 1から3までに定める代理順序により難いときは、所長が指名する他の裁判官が代理する。

(9) 武生支部及び敦賀支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

(10) 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合は、執務時間外の令状当番裁判官（地方裁判所裁判官に限る。）が原記録保管裁判官を代理する。

(11) 本庁における医療観察法の鑑定入院命令に係る手続及び連戻状の請求に係る手続は、勤務時間内にあっては [] 曜日について北田判事補が、
[] 曜日について田中判事補が担当する。いずれかの判事補に差し支えのあるときは相互に代理する。

(12) 医療観察法72条1項の命令の取消しの請求に係る手続は、(2)のウに定める裁判官が担当する。

(13) 本庁及び福井簡易裁判所における勤務時間外の令状に関する処分は、本庁、武生支部及び福井簡易裁判所の裁判官が担当する。

- (14) 本庁及び福井簡易裁判所において勤務時間外の令状事務を担当する裁判官は、武生簡易裁判所、敦賀簡易裁判所、大野簡易裁判所、小浜簡易裁判所から休前日に引き継いだ被疑者国選弁護人選任請求及び職権選任事務について、その職務を代行する。
- (15) 所長は、新任判事補研さんの実施のため、研さん期間中の判事補に対し、期間又は日を定めて本庁第二部（民事部）及び同第三部（刑事部）の各裁判事務の取扱いを命じることができる。
- (16) 大規模地震（福井県又は隣接府県である石川県、岐阜県、滋賀県及び京都府において震度6弱以上）その他、原発事故又は津波若しくは豪雨による大規模な水害等の災害に伴う執務の支障によって、事件期日を取り消す場合の裁判官の代理順序は、本則の定めにかかわらず、別途の裁判官申合せ（「大規模地震等発生時における事件期日の取消しについて」）の定めによる。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年1月16日から施行する。 ·

附 則

この定めは、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度における司法行政事務についての代理順序の定め

福井地方裁判所

所長、部の事務を総括する裁判官、支部長及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差し支えのある場合における司法行政事務についての代理順序は、次に定めるところによる。

1 所長につき

第1順位 判事 加藤 靖

第2順位 判事 内山 孝一

第3順位 判事 佐藤 康平

2 部の事務を総括する裁判官につき

1 第一部

判事 加藤 靖

2 第二部（民事部）

判事補 摸利 純史

3 第三部（刑事部）

判事補 徳井 隆一

3 支部長につき

所長が指名する裁判官

4 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官につき

所長が指名する裁判官

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。